

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

<b>[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項</b>
<p>(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等</p> <p>①コミュニティバス西部・東部循環線運行事業</p> <p>平成12年度から運行が開始した「100円循環バス」はまち中の足として欠かせないものとなっていたが、乗車人員は年々減少していたため、街なか居住者の利便性の向上等を図るため、新たな取り組みについて検討を行ってきた。</p> <p>その検討を実施していくなかで、平成23年度から中心市街地と市街地西部地域を結ぶ「コミュニティバス西部循環線」の運行を開始した。運行開始後、同路線における利用人数の増加を受け、平成29年度には中心市街地と市街地東部地域を結ぶ「コミュニティバス東部循環線」の運行を開始し、中心市街地と市街地西部地域、市街地東部地域を結ぶ路線が確立した。</p> <p>②連携・協力による活性化</p> <p>本市では商業者や民間企業、経済団体など様々な団体と連携し活性化を推進している。しかしながら、中心市街地では人口減少や商業の吸引力の低下など様々な課題を抱えていることから、中心市街地活性化コーディネーターを配置し、コーディネーターの助言を得ながら、関係団体と連携・協力して活性化に取り組んでいる。</p>
<b>[2] 都市計画との調和等</b>
<p>(1) 山形市発展計画2025との整合について</p> <p>山形市発展計画2025「5 地域経済の活性化」(P52~56)に記載</p> <p>(2) 山形市中心市街地グランドデザインとの整合性について</p> <p>山形市中心市街地グランドデザイン「1 グランドデザイン策定の背景と目的」及び「2 グランドデザインの策定エリア」(P1~2)に記載</p> <p>(3) 山形市都市計画マスタープランとの整合について</p> <p>山形市都市計画マスタープラン第2章まちづくりの方向性「第3節まちづくりの考え方」(P51~52)に記載</p>
<b>[3] その他の事項</b>
特になし